

履歴事項全部証明書

大阪市西区江戸堀一丁目22番38号三洋ビル
公益財団法人阪喉会

会社法人等番号	1200-05-003770	
名 称	公益財団法人阪喉会	
主たる事務所	大阪市住之江区南加賀屋一丁目1-95住之江会館4階	
	大阪市西区江戸堀一丁目22番38号三洋ビル	平成29年 1月20日移転
		平成29年 1月23日登記
法人の公告方法	電子公告による。 http://www.hankoukai.jp 事故その他やむを得ない事由により、電子公告 によることができない場合は、官報に掲載する 方法による。	
法人成立の年月日	昭和47年3月8日	
目的等	目的 この法人は、喉頭がん等のため喉頭摘出手術を受けて音声・言語機能を失った者（以下「喉摘者」という。）に対し、代用音声による発声練習の指導、人工喉頭等日常生活用具等の斡旋、身体障害に関する啓発等により喉摘者の社会参加の促進を図ると共に、喉頭がんの一次予防としての禁煙運動の展開等の支援事業を行なうことを目的とする。 この法人は上記の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 喉摘者の発声練習教室の開設及び運営に関する事業 (2) 発声技術向上のための研究会及び発声指導員の養成研修会等の開催事業 (3) 喉摘者専用の発声補装具等（人工喉頭他必需用品）の研究、製作、斡旋及び頒布の事業（障害者自立支援法に基づく「日常生活用具」を各地方行政機関との委託契約により行なう配布並びに修理受託の事業を含む。） (4) 喉摘者の厚生、啓発及び発声技術の研究、指導のための教材、図書類の出版、頒布の事業 (5) 喉頭がんの一次予防としての禁煙運動を展開する事業 (6) 関係機関及び福祉団体との連絡、提携の事業 (7) その他本会の公益目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	評議員 吉 野 邦 俊	平成24年10月 1日就任
		平成26年 3月15日辞任
		平成26年 3月19日登記

	<u>評議員</u>	<u>猪 原 秀 典</u>	平成24年10月 1日就任

	<u>評議員</u>	猪 原 秀 典	平成28年 5月14日重任

			平成28年 6月 1日登記
	<u>評議員</u>	<u>高 野 伸 生</u>	平成24年10月 1日就任

	<u>評議員</u>	高 野 伸 生	平成28年 5月14日重任

			平成28年 6月 1日登記
	<u>評議員</u>	<u>岡 倉 三 郎</u>	平成24年10月 1日就任

	<u>評議員</u>	岡 倉 三 郎	平成28年 5月14日重任

			平成28年 6月 1日登記
	<u>評議員</u>	<u>草 川 大 造</u>	平成24年10月 1日就任

	<u>評議員</u>	草 川 大 造	平成28年 5月14日重任

			平成28年 6月 1日登記
	<u>評議員</u>	<u>藤 井 隆</u>	平成26年 3月15日就任

			平成26年 3月19日登記
	<u>評議員</u>	藤 井 隆	平成28年 5月14日重任

			平成28年 6月 1日登記
	<u>代表理事</u>	<u>上 西 洋 二</u>	平成25年 6月 8日重任

			平成25年 6月14日登記

			平成27年 5月16日退任

			平成27年 9月 8日登記

	<u>代表理事</u> <u>上 西 洋 二</u>	平成27年 5月25日就任
		平成27年 9月 8日登記
		平成29年 5月27日退任
		平成29年 6月19日登記
	<u>代表理事</u> <u>上 西 洋 二</u>	平成29年 5月29日就任
		平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u> <u>上 西 洋 二</u>	平成25年 6月 8日重任
		平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u> <u>上 西 洋 二</u>	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
	<u>理事</u> <u>上 西 洋 二</u>	平成29年 5月27日重任
		平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u> <u>武 上 善 明</u>	平成25年 6月 8日重任
		平成25年 6月14日登記
		平成27年 2月23日死亡
		平成27年 3月30日登記
	<u>理事</u> <u>高 岡 都</u>	平成25年 6月 8日重任
		平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u> <u>高 岡 都</u>	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
	<u>理事</u> <u>高 岡 都</u>	平成29年 5月27日重任
		平成29年 6月19日登記

	<u>理事</u>	<u>小坂康夫</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>小坂康夫</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	理事	小坂康夫	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>大津 亘</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>大津 亘</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	理事	大津 亘	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>山本浩司</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>山本浩司</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	理事	山本浩司	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>田阪忠正</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>田阪忠正</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	理事	田阪忠正	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記

	<u>理事</u>	<u>藤 本 光 利</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>藤 本 光 利</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>藤 本 光 利</u>	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>貴 田 詔 三</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>貴 田 詔 三</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>貴 田 詔 三</u>	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>杉 本 隆</u>	平成25年 6月 8日就任
			平成25年 6月14日登記
	<u>理事</u>	<u>杉 本 隆</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>杉 本 隆</u>	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>玉 置 裕 二</u>	平成25年 6月 8日就任
			平成25年 6月14日登記
			平成26年 7月 4日死亡
			平成26年 9月26日登記

	<u>理事</u>	<u>大村 晴夫</u>	平成27年 3月14日就任
			平成27年 3月30日登記
	<u>理事</u>	<u>大村 晴夫</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	理事	大村 晴夫	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>理事</u>	<u>西野 光彦</u>	平成27年 3月14日就任
			平成27年 3月30日登記
	<u>理事</u>	<u>西野 光彦</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
	理事	西野 光彦	平成29年 5月27日重任
			平成29年 6月19日登記
	<u>監事</u>	<u>高橋 武重</u>	平成25年 6月 8日重任
			平成25年 6月14日登記
			平成26年 3月15日辞任
			平成26年 3月19日登記
	<u>監事</u>	<u>成瀬 俊昭</u>	平成25年 6月 8日就任
			平成25年 6月14日登記
	<u>監事</u>	<u>成瀬 俊昭</u>	平成27年 5月16日重任
			平成27年 9月 8日登記
			平成29年 5月27日退任
			平成29年 6月19日登記

	<u>監事</u> 藤井勝司	平成26年 3月15日就任
		平成26年 3月19日登記
	<u>監事</u> 藤井勝司	平成27年 5月16日重任
		平成27年 9月 8日登記
		平成28年 5月14日辞任
		平成28年 6月 1日登記
	<u>監事</u> 大谷良弘	平成28年 5月14日就任
		平成28年 6月 1日登記
	<u>監事</u> 大谷良弘	平成29年 5月27日重任
		平成29年 6月19日登記
	<u>監事</u> 國谷和正	平成29年 5月27日就任
		平成29年 6月19日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事会の決議によって、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条第1項」の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。	
登記記録に関する事項	平成24年10月1日財団法人阪喉会を名称変更し、移行したことにより設立 平成24年10月 1日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成29年 7月 5日

大阪法務局
登記官

石 打 正 己

